

世界の文書館・日本の文書館

安澤 秀一

第12回全史料協年次大会の共通論題は「望ましい文書館像」であります。私の掲げた論題はややそ

れから外れる感もありますが、「望ましい文書館像」を考える上で、多少、世界的な視野で見れば、どうなるかという風にお聞きいただければ有難いと思います。

1. 国際比較の問題点

世界的な視野の中での日本ということであれば、日本の文書館制度についての国際比較をまず考えねばなりません。比較の基準はいろいろ考えられます。第一に、制度としての文書館を支える法的基盤がどう整備されているか、いいかえれば、国として歴史研究に必要な原記録の永久保存について、国・地方、民間団体(企業)を対象とした永久保存義務が体系的に法制化されているかどうかの比較であります。その法規のなかに史料保存の専門職制度としてのアーキヴィスト配置が義務付けられているかどうかも重要であります。これを最初に云ってしましますと、国としての文書館基本法の無い日本は比較の対象にならないということになります。法制定が努力目標になるということになります。

二つめは現実に存在する文書館のあり方についての比較であります。これは一種の知的文化的水準比較にもなりそうです。文書館国際評議会加盟117カ国のうち、文書館法が整備されていない国は数えるほどしかありません。とはいえ日本には事実上の文書館が存在していますので、例えば、その史料保有量を国、地方自治体の文書館と分けて較べることは出来ます。比較の対象になるのは、保有史料の量だけではありません。保有している史料の時間的幅もそうですし、職員とくに有資格アーキヴィストという専門職の人数や、待遇も比較できますし、文書館の設備、複写や修復とか、書庫の空調とかもあります。

そうした数字は、ICA発行の「アルキウム」22-23巻、あるいは、国立公文書館報「北の丸」17号所載「世界の主要公文書館職員数比較表」「発展途上国の公文書館職員数」などにあがっています。ただ絶対数だけで較べてみるよりも、人口密度当りとか、国民所得一人当りとかの数値を使い、相対値を算出して較べる方が、位置付けをはっきりさせられると思います。それはアーカイヴズという情報資源を、歴史的文化的

資産としてどれだけ蓄積しているのかということ、つまりストックとしての情報資源量を国富の構成部分というかたちで測定できるであろうということでもあります。

ただ申しわけないことに、そうした計算結果をお示しできるほどに準備をしておりませんので、ここではアイデアを申しあげるにとどめます。ここで強調しておきたいことは、情報フローである記録生産量と、情報ストックとしての保存記録(史料)量での国際比較によって、知的文化的水準のあり方を測定できるであろうということなのです。これまで社会資本ないし公共資本=文化施設について、道路や公園施設、電信・電話の普及率とか、図書館・博物館・音楽堂の普及率とかが考えられてきました。しかしいまはアーカイヴズ(文書館)という知的文化的ストックを国民的利用に提供するサービス・システムがどう整備されているかという視点から「望ましい文書館像」を構築すべきでありましょう。

2. 文書館学の必要性

「望ましい文書館像」をかたちづくるための骨組や条件は、いろいろとあげることが出来ます。そのいろいろある中で、さきほど「有資格のアーキヴィスト」という言葉を使いました。つまり建物や設備、そして保存史料という物理的要素とともに、欠くことのできないのが人間的要素であります。保存史料を物理的に保存していくためには、必要な物理的保存環境だけ整備してありますというのでは、充分とは云えません。建物や設備をその目的に添うように維持することに心をつかい、また保存史料そのものの維持管理を職務とする専門家も必要なのであります。そうした職務につくことを使命であると意識し、その使命を全うするために必要な知識を追い求めて止まない人が配置されねばなりません。

文書館をして文書館たらしめるのは、まさに

アーキビストの存在であろうと考えます。アーキビストを欠いては、文書館は単なる古物倉庫としての役割しか認めて貰えないでしょう。そのアーキビストを支える専門学識こそ文書館学と名付けられねばなりません。「文書館学とは、史料保存利用施設において、史料の維持管理と保存管理の全てに役立つ学問的実践的知識を体系化する学際研究をいう」と、以前に書きました。

文書館学は確立して固定してしまった化石的学問ではありません。日々発生する新しい保存対象・保存条件に従って、修正・発展させねばならない学際研究なのです。同時に文書館設置を企画し、建設したり、あるいは既設館を改良するための「望ましい文書館像」を描くためにも、学問的体系を持つ文書館学が必要となります。ここでも国際水準を配慮せねばなりません。学問というものは人類共有の知識体系として成り立つものであります。日本の史料を整理保存するのに、いまさら外国の知識は不要であるというような独善的態度は、「科学研究」という概念そのものがすでに輸入された概念であることを忘れているからでしょう。文書館学という分野だけが鎖国状態のままであってよいとは思えません。

文書館学のあるべき姿を考える材料として一例を挙げれば、ユネスコPGI・RAMPからアーキビスト養成課程での教科目編成を提示したものが、1982年に刊行されました。筆者はリヴァプール大学のアーキビスト、マイケル・クック氏です。その大要は拙著「文書館学への道」に紹介しておきましたが、情報科学、歴史学、印刷学、書誌学、保存科学、図書館学、法律学、社会学、建築工学、管理科学、教育学、出版学、語学など、実に幅広い学習が要求されています。とはいえ実際に文書館で勤務されている方たちにとって、日常業務をふりかえってみれば、上述の事柄は、日常的に遂行している業務内容に関係していることに気付かれることと思います。つまり業務そのものが上述の学際的知識を要求しているのであります。問題はそうした知識を文書館業務遂行という目的にあわせて、あらか

じめ体系的なかたちで系統的に学習するのか、あるいは実務遂行のなかで止むを得ず覚えるのかという違いであります。いずれにせよ意識して積極的に学ぶかどうかで成果は違ってくるでしょう。ともあれ文書館学は実務と理論の融合としてあるべきです。

3. 文書館学の現状

国際的に見れば、日本以外の各国でそれぞれにその国の実態に応じた文書館学にかかわる論文や書物が刊行されていますので、学習という意味では、便宜を与えられています。文書館先進国の経験を学ぶことは、語学の障壁を越える気があれば容易であるということです。私の手元に英語、仏語、独語、イタリア語と集めてありますので、御覧下さい。

ところで1985年に、ケニアの国立文書館主任アーキビスト、ムジラ・ムゼンビ氏が「アーカイヴズ・マネジメント—ケニアの経験—」と題する書物を、ナイロビにある出版社から刊行しました。第1章植民地時代の文書実務、第2章独立以前のケニアからの記録破棄と国外移動、第3章アメリカ・シラキュース大学マイクロフィルム化企画、第4章移動した文書の探索、第5章ケニア国立文書館における文書整理と記述、第6章ケニア国立文書館における新分類システムの導入—記録群原則適用の実際、第7章ケニアにおける記録管理概念とその適用、第8章専門能力の向上—人および財政、第9章経済発展企画および研究における文書館の効用、第10章南西アフリカ諸国における文書館の専門性向上、という内容です。詳細な内容紹介は控えますが、アフリカにおいてアフリカ人によって書かれ、刊行された最初の文書館に関する書物であります。

通読して感じたことは、旧宗主国その他の文書館先進国から、虚心坦懐に学んでいるということです。これはケニアだけのことではないことは、すでに拙著に紹介したように、ブラック・アフリカ諸国に共通するところであります。日本とアフリカとは、知識水準が違うというようにお考え頂きたくないものです。経験豊か

な先進国から学ぶという態度は、文化大革命後の中国における文書館政策であることも、拙著に紹介しておきました。

なお、大会会場では参考資料として、数点の資料をお配りしました。「情報資源・記録管理・文書保存」(『東京大学史紀要』5号)「地域史研究における文書館の役割—西ドイツ—」(『地域市研究』第15巻3号)「文書館のあり方—イタリア—」(埼玉県市町村史編さん連絡協議会『会報』12号)「裁判記録保存法制定シンポジウム報告—永久保存制度としてのアーカイヴズ—」であります。すでに御覧頂いている方もおられるかと思いますが、発表誌の配布範囲が限られているということもありますので、御参加の皆さんの数のコピーを作って頂きました。この参考資料を配布するについては、大会準備でお忙しい栃木県立文書館の方々のなみなみならぬ御協力を頂きました。この場をかりて、厚くお礼申し上げます。

お配りしたものは、拙著「文書館学への道」刊行以後に発表したもので、拙著の欠を補うつもりのものであります。これはこれなりの意味を持っているとは思いますが、拙著の水準を超えた著作が刊行されております。それは大藤修・安藤正人共著の「史料保存と文書館学」であります。僅か一年で私の本がのりこえられてしまったことを、私は嬉しく思うものであります。また各地の文書館紀要にもここ数年の間に、文書館学構築に貢献する優れた論文が掲載されるようになっていきます。その著作や論文に共通する特徴は、筆者の整理経験を自己批判的に検討する姿勢から出発し、理論的にもまた実務的にもどう改善・改良できるかと、自らに問うていることでもあります。

戦後40年間、近世史料を中心に史料保存運動が進められてきました。そして主として歴史研究者の間で、史料利用の観点から整理分類論が行なわれたといっても過言ではないでしょう。それはそれで止むを得なかったことです。アーキヴィストという専門職を配置した史料保存・利用サービス施設が制度として無かったことに帰因するからであります。しかしここ数年の間にアーキヴィストという職務を自覚的に目指

す人々が増えて参りました。その人たちは、「利用のための主題分類」ではなく、「永久保存のための整理管理」という観点から史料を取扱うようになったといえます。史料を永久に保存し、繰り返しの利用サービスに応じるためには、何が必要かという実践上の問題に直面せざるを得なかったからであります。そして実務を支える正しい理論もまた要請されるのであります。

4. 整理管理論への一提言

文書館学の守備範囲は広がりがありますので、ここでは整理管理論に絞って申上げることになります。さて大藤・安藤両氏の著作のはしがきの末尾に、アメリカのアーキヴィスト、シェレンバーグ氏の言葉が引用されております。長文ですが大藤氏の訳文を紹介します。「これまで史料整理者はその日その日の状況にばかり追われて、しばしば間に合わせの作業手順ですませてきた。そして一度その手順を採用すると、それに疑問を抱いたり、それを改善したりすることはめったになかった。だから今となっては、史料整理の多くはなぜ作業が特定の方法で行われるのかを、説明できず、彼らがその方法を踏襲する理由が『前例』という言い訳以上のものであることはまずない。その方法を批判的に検討するよりも、なんとかこれを支持し、正当化しようとするわけだ……アーキヴィストは、新しい考え方や着想を探究し、もし必要なら過去の方法や原則の誤りを正すだけの、プロフェッショナルな誠実さを持たなければならない。」シェレンバーグ：アーカイヴズ・マネジメント 1965年。

アメリカにおいてさえ、つい20年前に刊行された書物において、シェレンバーグ氏が嘆くような状況があったのです。私たちは出遅れておりますが、取戻すことは充分可能であります。重要なことはシェレンバーグ氏が指摘しているように、化石化した「前例」とか「しきたり」の中に埋没して安住してはいけないうことです。ところが最近史料名称を統一してコード化するとか、あるいは史料の種類を類型化するという考え方が提唱されています。一見

新しい考え方のように見えますが、文書群の形成母体を無視するという点で、「史料を分類する」という誤りを安易に拡大再生産することにしかなりません。何故、誤りというのか。それは固有の性質を持っている文書群を分解して、個別史料の次元で把握しようという点で、主題分類論と同根であるからです。

文書群は固有の性質を持っているといたしました。一つには、文書群とは歴史的に形成された塊りであるということです。歴史研究とは、繰返しのきかない歴史的個性を明らかにすることです。塊りを塊りとしてまず把握することが先決でしょう。

二つには、文書群という塊りが出来るのは何故かということです。人間は文字や記号、また図像によって、意志伝達を行ない、かつ記憶を形象化してあとに残します。その行為が個人的に行なわれる場合もあれば、社会集団の記憶装置として行なわれる場合もあります。前者の場合でも生涯という時間の堆積の中で塊りとなります。つまり個人的所産も集団的所産も、「組織

体」という概念で把握しなければならない性質のものなのです。

組織体とは、それぞれに独自の個性を持つ歴史的形成体であります。その組織体の記憶装置が文書群となって残るのであります。組織体についての理論的解明に深入りする時間的余裕がありませんので、とりあえず野中郁次郎氏の「経営管理」(日経新書)をお読み下さるようお願いいたします。学問上の方法として、人間の行為行動について、個別次元を捨象して一般論として普遍的に概念化することは可能ですが、文書館学的思考にとって必要なのは、普遍的次元と個別次元の中間領域に実在する人間集団の行為行動を認識する場として、組織体概念を理解することです。文書群形成の母体としての組織体です。文書群固有の性質を考える方法として、組織構造と管理機能という内的秩序が文書群に内在しており、それを発見することが整理管理論の基礎をなすということになります。

(国立史料館)